

町田市行政不服審査会  
2018年度第6号事件  
(審査請求人 ○○ ○○)

2021年11月18日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会  
会 長 野 村 武 司

2018年8月23日付け18町総法第61号(2018年度第6号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

#### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2018年4月11日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2018年4月24日付け18町環推第62号をもって行った公文書部分公開決定処分は、妥当である。

#### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2018年4月24日付け18町環推第62号をもって行った公文書部分公開決定処分を取り消すとの決定を求めた。

#### 第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本件条例」という。)第6条第1項の規定により、2018年4月11日付け「公文書公開請求書」で、処分庁に対し「ごみ集積所○○町○-○○○の開設届」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、「町田市ごみ集積所申請書○○町○-○○○」を対象文書とし、一部について非公開とする決定をし、2018年4月24日付け1

8 町環推第 6 2 号「公文書部分公開決定通知書」により審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として 2 0 1 8 年 4 月 2 6 日に「審査請求書」により審査請求を行った。

4 処分庁は、2 0 1 8 年 6 月 2 2 日付け 1 8 町環推第 2 1 9 号「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2 0 1 8 年 6 月 2 6 日に「反論書」により反論した。

6 処分庁は、2 0 1 8 年 7 月 2 5 日付け 1 8 町環推第 3 0 8 号「再弁明書」により再弁明した。

7 審査請求人は、2 0 1 8 年 7 月 3 1 日に「再反論書」により再反論した。

8 審査庁は、本件条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、2 0 1 8 年 8 月 2 3 日付け 1 8 町総法第 6 1 号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

9 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2 0 2 0 年 1 0 月 9 日 審議

2 0 2 0 年 1 1 月 2 7 日 処分庁への事情聴取

2 0 2 0 年 1 2 月 2 5 日 審議

2 0 2 1 年 2 月 4 日 審査請求人による口頭意見陳述

2 0 2 1 年 2 月 2 6 日 審議

2 0 2 1 年 3 月 1 9 日 審議

2 0 2 1 年 4 月 1 2 日 審議

2 0 2 1 年 5 月 2 8 日 審議

2 0 2 1 年 6 月 1 8 日 審議

2 0 2 1 年 8 月 6 日 審議

2 0 2 1 年 9 月 1 7 日 審議

2 0 2 1 年 1 0 月 1 5 日 審議

#### 第 4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において主に次の主張をした。

(1) 申請者は本件条例第 5 条第 1 項第 1 号のイ及びウ、エの除外情報に該

当するため、適正な届出であるならば、申請者は当該ごみ集積所の利用者に開示することを同意の上で（イに該当）、立場上、当該ごみ集積所の代表者として（ウに該当）、決められ、利用者がその代表と話し合うことは公益上必要（エに該当）である。

- (2) 請求人を含む〇〇町内会の当該ごみ集積所の利用者は「当該ごみ集積所の代表者」が誰なのか知らされておらず、「当該ごみ集積所の代表者」と適正管理のための話し合いができない。

2 処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

- (1) 〇〇町〇-〇〇〇のごみ集積所は、公道上の既存の資源集積所として長年使用されており、本来移動、廃止以外は届出を必要としていない。町田市ごみ集積所申請書は、「町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」の「第5 ごみ集積所開設等」に定められた第2号様式を準用し、既存の集積所を引き続き使用することの確認として届出されたものである。第2号様式の申請者は、届出時点で集積所利用者を代表して記名しているが、集積所の管理運営の代表者という立場ではないため、公開することに明らかに同意しているとは認められない。（本件条例第5条第1項第1号イに非該当）
- (2) 第2号様式の申請者は、本件条例第5条第1項第1号ウにいう公的地位又は立場にはあたらない。（本件条例第5条第1項第1号ウに非該当）
- (3) 「町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」の施行日（2012年4月1日）より前から存在する集積所の開設届は存在しない。集積所の移動、廃止、管理方法など利用者による話し合いが必要になったときは、自治会・町内会等を通して利用者を確認して話し合いを行うなど、住民同士の協力で実施されているため、申請者の公開は公益上必要であると認められない。（本件条例第5条第1項第1号エに非該当）
- (4) なお、審査請求人は、対象文書に係るごみ集積所についての話し合いを目的とした同集積所の利用者に対する開示の必要性から、本件条例第5条第1項第1号イからエまでへの該当を主張しているが、条例に基づく公文書公開制度は、請求者が誰であるかを問うものではなく、また、請求の目的を問うものでもない。

3 審査請求人は、反論書において主に次の主張をした。

- (1) 町田市ごみ集積所申請書の届出の法的根拠 町田市ごみ集積所申請書は、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則及び町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱の施行日以降の2015年3月6日に届出られたものである。従って、本来その届出は上記条例、条例施行規則及び要綱にもとづく法制度に従った届出であることは明らかであり、2016年2月23日付15町政聴要第186号の9の1の回答でも示されている。
- (2) 申請者の立場 上記要綱第2の2と3では、事業者または建設者が近隣の既存のごみ集積所の開設者の承諾を得て、居住者が既存のごみ集積所を利用できるように努めることとの努力義務を課しており、近隣の既存のごみ集積所が町田市ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所の場合、上記条例、条例施行規則及び要綱にもとづく法制度のもとでは、その申請者が、上記開設者に相当していると解さなければ、要綱第2の2と3で事業者または建設者に努力義務を課している法制度に矛盾することになるので、申請者は要綱第2の2と3の開設者の立場に当たる。
- (3) 処分庁は、申請者は集積所の管理運営の代表という立場ではないと主張するが、上記条例、条例施行規則及び要綱の施行日以降の法制度に矛盾しているので事実として認められない。
- (4) また、条例第63条、条例34条、要綱第6第1項に従い、集積所利用者は集積所の管理運営の主体であるから、申請者は、集積所利用者(すなわち、集積所の管理運営の主体)を代表したのであって、その上で記名したのであるから、「集積所の管理運営の代表者という立場ではない」との主張は矛盾しているので事実として認められない。
- (5) 上記条例、条例施行規則及び要綱に照らして、申請者は、要綱第2の2と3の開設者の立場に当たる集積所の管理運営の代表という立場であり、公開することに同意していると明らかに認められる。(本件条例第5条1項第1号イに該当)
- (6) 申請者は、利用者を確認しての利用者による話し合いを実施していないので、また、ただの個人が勝手に申請書の届出をしたり、市に受理されるものではないので、公的地位又は立場にあたらぬとする主張の

根拠の提出を求める。

- (7) 処分庁は、集積所の開設届は存在しないと主張するが、要綱施行日以降に届出られた(1)から(5)で述べた法的根拠をもつ、集積所利用者を代表した申請者による申請書が存在している。
- (8) 処分庁は、利用者による話し合いが必要になったときは、利用者を確認して、話し合いが実施されていると主張するが、ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所において、利用者を確認して、利用者による話し合いは実施されていないので、事実と反する。(ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所において、利用者を確認したことを示す証拠、及び利用者による話し合いが実施されたことを示す証拠の提出を求める。
- (9) 利用者を確認して、利用者による話し合いは実施されていないのが事実であり、(1)から(5)で述べたように、申請者は集積所の管理運営の代表という立場であるから、申請者と話し合うために申請者の開示は公益上必要である。(本件条例第5条1項第1号エに該当)
- (10) 審査請求人が利用者に対する開示の必要性を主張するのは、公益上の必要性を主張しているからである。
- (11) 条例に基づく公文書公開制度は、公開することが公益上必要と認められるものとして、本件条例第5条第1項第1号エを定めている。
- (12) 処分庁は、条例に基づく公文書公開制度は、請求者が誰であるかを問うものではなく、また、請求の目的を問うものではないと主張するが、請求者が誰であるかや請求の目的などは、公益性を判断するための根拠となる事項である。
- (13) たとえば、上述した要綱第2の2と3の事業者または建設者が近隣の既存のごみ集積所の開設者の承諾を得て、居住者が既存のごみ集積所を利用できるように努めるために開設者の開示を請求することは、法制度上必要なだけでなく、市のごみ回収業務を増やさない点などから公益性を判断すると公益上必要でもある。
- (14) 申請者が誰であるか利用者に周知されていない場合又は利用者を確認しての利用者による話し合いが実施されていない場合、(13)と同様に、利用者が申請者の開示を請求することは、集積所の利用者が管理運営の話し合いを実施できる点などから公益性を判断すると、公益上必要と認められる。(本件条例第5条1項第1号エに該当)

4 処分庁は、再弁明書において主に次の主張をした。

- (1) 本件条例第5条第1項第1号ウにいう「当該個人の公的地位又は立場に関連する情報」とは、公務員としての当該公的業務に関する情報を意味しており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号ハにおける「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と解釈を同じくするものである。
- (2) 集積所の開設届は存在しないとは主張しておらず、「町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」の施行日（2012年4月1日）より前から存在する集積所の開設届は存在しないと主張したものである。

5 審査請求人は、再反論書において主に次の主張をした。

- (1) 「申請者は、利用者を確認しての利用者による話し合いを実施していないので、また、ただの個人が勝手に申請書の届出をしたり、市に受理されるものではないので、公的地位又は立場にあたらぬとする主張の根拠の提出を求める。」とは、「公的地位又は立場」についての解釈を求めるものではなく、「公的地位又は立場にはあたらぬ」とする主張の根拠（全くの仮定の例であるが、「市の職員が申請書を届出したものではなく、市の職員が申請人に利用者を確認しての利用者による話し合いを実施しないまま申請書の届出をするように求めたものであるから、申請者は公的地位又は立場にはあたらぬ」などの根拠）の提出を求めるものである。
- (2) 反論書（7）（8）（9）の主旨は、処分庁は、利用者による話し合いが必要になったときは、利用者を確認して、話し合いが実施されているとの主張に対する反論であり、ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所において、利用者を確認したことを示す証拠、及び利用者による話し合いが実施されたことを示す証拠の提出を求めたものであるが、証拠の提出がなく、利用者を確認して話し合いが実施されていないのが事実である。処分庁は、再び現在時制で、「集積所の開設届は存在しない」と主張するが、事実上、ごみ集積所申請書で申請された集積所において、過去には集積所の開設届は存在しなかったが、要綱施行日以降の現在で

は、要綱施行日以降に届出られた、反論書(1) から(5) で述べた法的根拠をもつ、集積所利用者を代表した申請者による申請書が存在していると主張するものである。したがって、ごみ集積所申請書で申請された集積所において、利用者を確認して話し合いが実施されていないのであるから、申請者と話し合うことは公益上必要であるとの主張である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」の様式を利用して提出された〇〇町〇-〇〇〇のごみ集積所の継続使用にかかる申請書(以下「申請書」という。)である。処分庁は、審査請求人の情報公開請求に対して、本件対象文書のうち、申請者の氏名、印影、住所、電話番号(以下「氏名等」という。)を、本件条例第5条第1項第1号本文の「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」(以下「個人情報」という。)に該当するとして非公開とした。

これに対して、審査請求人は、当該非公開部分について、個人情報であっても公開することのできる本件条例第5条第1項第1号所定の例外規定(イ～エ)に当たると主張していることから、同例外規定該当性について検討する。

### 2 本件条例第5条第1項第1号エ該当性について

#### (1) 本件条例第5条第1項第1号エ

本件条例第5条第1項第1号エは、個人識別情報非公開の例外として、「法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」を挙げている。

元来、法令に基づく許可、免許、届出等(以下「許認可及び届出等」という。)は、これを申請し、又は届け出る者に利益になると同時に、多かれ少なかれ、第三者、又は公共に影響を与える性質を持つものであり、その情報は、原則として、可能な限り広く公開されるべきものである。しかしながら、公開請求にかかる情報が、個人情報に該当する場合、公開の判断に当たっては、単に、それがかかる性質を有する許認可及び届出等に関する

る情報に該当するというにとどまらず、「公開することについて公益上の必要性」が認められなければならないとするのが同条同項同号エの趣旨である。

そして、ここでいう「公開することについての公益上の必要性」は、請求者の属性を考慮せず情報を公開するという情報公開の仕組みにおいては、広く一般に公開する公益上の必要性があるか否かで判断することとなる（その意味で、市のハンドブックにおいて、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」といった場合に限り例外的に公開される、との解釈には根拠が認められない。

## （２）ごみ集積所の開設等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号、以下「法」という。）は、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に分類し（法第2条）、このうち産業廃棄物以外の廃棄物に当たる一般廃棄物について、市町村に、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従い、その収集、運搬、及び処理義務を課している（法第6条の2）。

町田市では、一般廃棄物処理計画を定め、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年9月30日条例第28号）及び同施行規則（平成6年3月31日規則第19号）を制定するとともに、家庭廃棄物を排出すべきごみ集積所の設置及び管理に関して、町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱（平成24年4月1日施行、以下「ごみ集積所要綱」という）を定め、一般廃棄物の収集、運搬、処理を実施している。

これらによれば、一般廃棄物のうち、可燃ごみ及び不燃ごみについては、戸別収集を行い、それ以外の資源ごみについては、ごみ集積所からこれを収集するとされている。

ごみ集積所は、①道路用地上に設置するもの、②9戸以上の宅地開発事業の事業者が設置するもの、③マンション等の集合住宅の敷地内に設置するものの3種類が想定されており、ごみ集積所要綱が定められた平成24年以降、それぞれ、その開設、移動、廃止（以下「開設等」という。）をする際には、「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」の様式で届出をすることとされている（ごみ集積所要綱第5第1項）。

このうち②については、3R推進課によると、当該様式で届出が行われる際、用地が市に寄付されることが多いため、設置後に移動、廃止の届出



が行われることはほとんどない。

また③については、ごみ集積所管理責任者を選任し、この届出と併せて市に届け出なければならない（ごみ集積所要綱第5第2項）。

これに対し①道路用地上に設置するものについては、3R推進課によると、便宜的に定めた代表者が、話し合っただめたごみ集積所を届け出ることとされており、開設等を行った時の町内会の会長、班長、ごみ集積所に一番近い居住者などを定める例が多いということである。また①については、③と異なり、代表者は便宜的なものあり、開設等の届出がなされた際の現地確認のために連絡を取るためのものであることから、その後、ごみ集積所の移動、廃止等の変更がない限り、特に更新されることはないということである。

なお、本件対象文書は「町田市ごみ集積所申請書」と手書きで修正されているが、上記の通り、何らかの許可等を求めるものではなく、連絡先を市に通知するものでしかなく、その性質上「届出」である。

### （3）本件ごみ集積所の申請者の氏名等の公開について

ところで、本件申請書にかかるごみ集積所「〇〇町〇-〇〇〇」は、上記区分では、①道路用地上に設置しているごみ集積所に該当するが、ごみ集積所要綱を定めた平成24年以前から存在するごみ集積所であり、既に市がその所在を把握していることから、新たに、移動や廃止がない限り、上記届出をする必要のない集積所であった。こうした事情にもかかわらず、本件申請書が公文書として存在している理由については、3R推進課では「近隣から利用上の問題があるという指摘を受けたため、市がごみ集積所を利用している住民との連絡調整を行う必要から、便宜的に申請という形で提出してもらったため」としている。

以上、ごみ集積所の開設等にかかる「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」の届出者の氏名等は、当該ごみ集積所を届出に際して確認または把握するものであること、そして、その際の届出者は、届出時点における町内会長など便宜的なものであること、また、新たに移動、廃止の届出がなされない限り、「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」に基づいて届出者に連絡をする必要がないこと、加えて、「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」の様式でなされた本件申請書は、ごみ集積所の開設等と関係のない理由から申請されたものであることを踏まえると、市が、申請者の同意を

得るなどして、本件ごみ集積所の利害関係者等に対して特別に情報提供をすることがあり得るとしても、一般公開を定める本件条例に基づく公開請求において、条例第5条第1項第1号本文の個人情報に当たる申請者の氏名等を、同号エに基づいて一般に公開する公益上の必要性があるとは認められない。

### 3 その他の例外事項の該当性について

審査請求人は、本件氏名等は、本件条例第5条第1項第1号イ及びウにも該当することを理由として、これらの公開を求めていることから、これらについても念のため検討をしておく。

まず、本件条例第5条第1項第1号イは、「当該個人が公開することに同意していると明らかに認められる情報」について、同号本文に該当する場合であっても公開することができるとしている。ここでいう「公開することに同意していると明らかに認められる」情報としては、当該個人が明示的に同意している場合の他、自ら刊行物に記載したり、インターネットに掲載するなど、直ちに不特定多数の者が知ることができる状態に置いた場合や、あるいは今後公開されることを認識しながら個人情報を他の者に提供した場合なども、これに該当する（2021年5月28日2021年度第2回町田市行政不服審査会）。

しかしながら、本件対象文書は、市に提出されたものであり、直ちに不特定多数の者が知ることができる状態に置かれた情報ではなく、また、ごみ集積所の開設者の情報が市によって公開されているという事実もない。また、申請者もこれに同意した事実はなく、したがって、本件対象文書の届出者は、「公開することに明らかに同意している」とは認められない。

次に、本件条例第5条第1項第1号ウは、「当該個人の公的地位又は立場に関連する情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」について、同号本文に該当する場合であっても公開することができるとしている。

ここでいう「公的地位又は立場」とは公務員に関連する情報として解釈されているところであるが、本件対象文書の申請者は、私人としてごみ集積所の利用に関する文書を作成したものであり、「公的地位又は立場」には該当しない。

#### 4 結論

以上のことから、本件請求対象文書を条例第5条第1項第1号に該当するとして、部分公開と決定した処分庁の判断は、妥当である。

#### 第6 付言

2021年2月4日に実施した本件に関する審査請求人の口頭陳述及びその内容を記載した「口頭意見陳述要旨」によると、3R推進課に対する「請求人個人の問い合わせが何者かによって不正に漏洩され」た、と審査請求人は主張する。

審査請求の論点とは外れるが、本件に関連して個人情報漏洩の主張があったので、審査会ではこの点についても検討を行った。

審査請求人は、口頭意見陳述において、個人情報の漏洩があったことの根拠として、2015年2月ごろ、ごみ集積所の不適切な使用に対し、3R推進課に問合せを行ったところ、本件ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の設置届がなされたことを指す、としている。

確かに、審査請求人の問合せの直後の3月6日付けで、本件設置届が提出されている。また、3R推進課に対する聴取によると、条例制定前からあるごみ集積所のうち、設置届が出されたのは本件ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇のみであるとのことである。

しかし、3R推進課に対して本審査会が行った聴取によると、近隣から寄せられた当該ごみ集積所の管理に関する指摘に、今後、対応する必要があるが見込まれたことから、管理をされている代表の方の連絡先を把握するために届出書を提出してもらったということであり、その際、審査請求人の氏名を示すなどの個人情報の漏えいの事実は認められなかった。

もとより町田市個人情報保護条例第3条第2項では「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」とされており、実施機関は、今後とも、業務実施に際して、個人情報の扱いには細心の注意をもって当たられたい。